

一般貨物自動車運送事業者に対し事業の停止命令等を発しました

ファミリー観光株式会社の本社営業所で選任する運転者が、令和8年3月27日に酒気を帯びた状態で事業用トラックを運転した事実が発覚したことから、令和8年4月20日に東北運輸局福島運輸支局が当該営業所に対し監査を実施しました。

監査の結果、貨物自動車運送事業法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は下記のとおり事業の停止命令等を発しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：ファミリー観光株式会社 代表取締役 朽木 裕文
(法人番号：1380001001280)
福島県福島市南矢野目字鶴目東5番地1

営業所：本社営業所
福島県福島市北沢又上日行壇4-31

2. 行政処分等年月日 令和8年9月1日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業の停止処分

令和8年9月7日から令和8年9月9日まで(3日間)

(2) 事業用自動車の使用停止処分(280日車)

令和8年9月10日から令和8年10月19日まで(7両×40日)

(3) 文書警告

【裏面へ続く】

4. 違反の概要

- (1) 酒酔い・酒気帯び乗務違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)
- (2) 点呼の実施義務違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)
- (3) 点呼の実施義務違反【飲酒運転防止に係る点呼未実施】
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項)
- (4) 点呼の記録義務違反【不実記載】
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (5) 運転者等台帳の作成義務違反【記載事項等の不備】
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (6) 運転者に対する指導監督の実施義務違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

以 上

《問合せ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官

担当：三上、山田

Tel：022-791-7532